

第8章 環境にやさしい車社会を目指して（自動車交通公害）

自動車は私たちの日常生活や産業活動にとって便利で不可欠なものとなっている反面、*一酸化炭素（CO）、*炭化水素（HC）、二酸化硫黄（SO₂）、*窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）等の大気汚染物質を排出し、今日の大気汚染の主要な原因の一つとなっています。特にディーゼル車から排出されるPMは人への健康影響が懸念されていることから、この対策が不可欠な状況にあります。また、自動車騒音振動の苦情も多く発生しています。

近年、COやSO₂による大気汚染は改善されているものの、自動車からの影響が大きいNO_xやPMにより、都市部における汚染は未だ一部の地域では深刻な状況にあります。

自動車交通公害に係る諸問題を改善するための対策として、従来から自動車単体に対する排出ガス規制や騒音規制が実施され、逐次強化されてきています。

また、条例の整備や基本的な計画の策定により、県民、事業者、行政が連携し、総合的な自動車交通公害対策を推進することとしています。

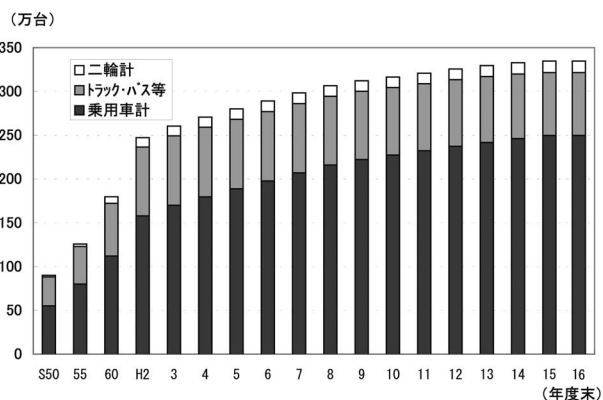
第1節 自動車交通公害の現状

1. 自動車保有台数と走行量の状況

（1）県内の自動車保有台数

自動車、船舶、航空機等の移動発生源のうち、自動車は大気汚染の大きな要因となっています。

図2-8-1 県内の自動車保有台数の状況



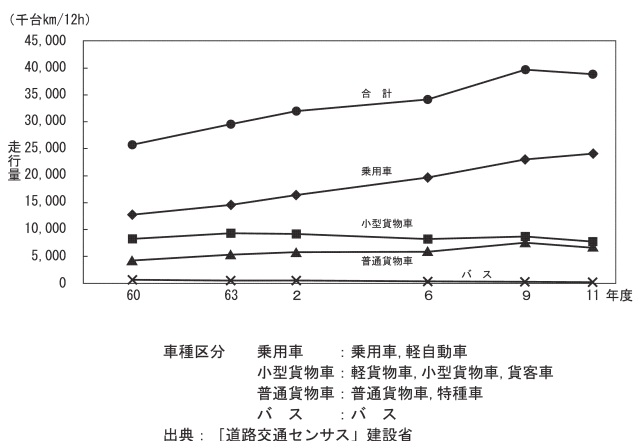
県内の自動車保有台数は年々増加し、17年3月末で約339万台となっています（図2-8-1）。

（2）県内の自動車走行量

県内における昼間12時間の走行量の推移は、全体として増加傾向を示していましたが、11年度では9年度に比べわずかに減少しています。

特に、乗用車（軽自動車も含む）が増加傾向を示しており、11年度の走行量は60年度の1.9倍となっています。貨物自動車については普通貨物車（特種を含む）の走行量が増加傾向を示していましたが、11年度は9年度に比べわずかに減少したものの、11年度の走行量は昭和60年度の1.6倍となっています（図2-8-2）。

図2-8-2 県内の自動車走行量の推移



交
自
通
動
公
害
車

2. 道路沿道の大気汚染状況

道路沿道における大気汚染の常時監視は、自動車排出ガス測定局で自動測定機により行っています。自動車排出ガス測定局での測定項目は、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質等です。

（1）窒素酸化物

ア 二酸化窒素

16年度の有効測定局29局における環境基準の達成率は96.6%であり、10年度以降の年平均値は減少の傾向を示しています（図2-8-3）。

イ 一酸化窒素

11年度以降の年平均値は横ばいの傾向を示していましたが、16年度は減少しています（図2-8-4）。

図2-8-3 二酸化窒素の年平均値の年度別推移

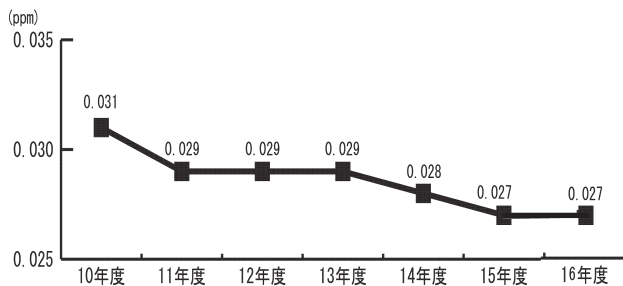
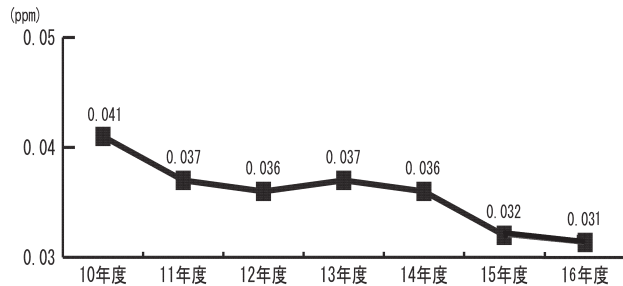


図2-8-4 一酸化窒素の年平均値の年度別推移



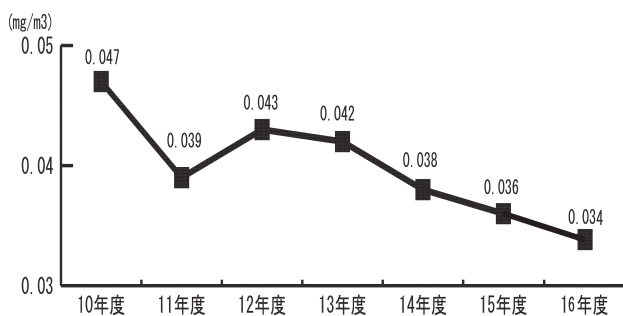
(2) 一酸化炭素

16年度の有効測定局26局すべてが環境基準（長期的評価）を達成しており、一般環境大気測定局と同様に昭和48年度以降100%の達成率を継続しています。

(3) 浮遊粒子状物質

16年度の有効測定局28局における環境基準（長期的評価）の達成率は100%であり、10年度以降の年平均値は減少傾向を示しています（図2-8-5）。

図2-8-5 浮遊粒子状物質の年平均値の年度別推移



(4) その他

二酸化硫黄については、16年度の有効測定局4局における環境基準（長期的評価）の達成率は100%です。また炭化水素については、16年度は測定した15局すべてで中央環境審議会から出された指針の上限値を超えています。

3. 自動車交通騒音振動の状況

(1) 自動車交通騒音の状況

自動車交通騒音公害は幹線道路沿道周辺においては終日連続して発生し、日常生活に大きな影響を及ぼすことから、市町村では「騒音規制法」に基づく指定地域を中心に、自動車交通騒音について実態調査を実施してきました。

11年7月に騒音規制法の一部改正により自動車騒音の常時監視が知事の法定受託事務になったことから、県では12年度から県および市町村の自動車騒音調査結果をもとに、法に基づく自動車騒音の常時監視を開始しました。

環境基準達成状況の評価は、従来は点評価により実施していましたが、10年9月に「騒音に係る環境基準」が改正され、道路騒音の環境基準の評価方法として面的評価が導入されたことにより、13年度からは面的評価により環境基準の達成状況を把握しています。

16年度の県内の自動車騒音の常時監視に基づく各測定地点における「道路に面する地域の騒音に係る環境基準」の達成率（面的評価）は、表2-8-1のとおり78.0%です。

表2-8-1 道路に面する地域の騒音に係る環境基準達成状況

評価方法	年度	対象路線数	測定地点数	評価区間数	評価区間延長 (km)	環境基準達成率 (%)
面的評価	14	41	84	67	146.9	74.0
	15	61	127	125	191.5	73.8
	16	82	189	190	254.5	78.0
点評価	14	20	24	—	—	33.3 (8/24)
	15	19	24	—	—	52.2 (12/23)
	16	19	19	—	—	52.6 (10/19)

(注) 面的評価：環境省の「騒音にかかる環境基準の評価マニュアルⅡ地域評価編」に基づき、道路構造条件、沿道条件、道路騒音測定結果などをもとに、道路端から50mの範囲について建物騒音レベルを推計し、環境基準達成率を評価したもの。
点評価：道路騒音測定結果から、測定地点の騒音レベルをもとに環境基準の達成状況を評価したもの。

なお、面的評価の対象とならない騒音測定地点についての16年度の点評価による環境基準の達成率は52.6%です。

自動車交通騒音の「騒音規制法に基づく要請限度」に係る調査は市町村が実施しており、16年度の*要請限度超過状況は表2-8-2のとおり31.1%です（資料編6（3）を参照）。

また、16年度は、自動車交通騒音に係る公安委員会への要請及び道路管理者への意見はありませんでした。

表2-8-2 騒音規制法に基づく要請限度超過状況

年度	要請限度超過率（％）（超過地点数／測定地点数）			
	a 区域	b 区域	c 区域	全体
13	18.2(2/11)	27.5(14/51)	30.0(3/10)	26.4(19/72)
14	25.0(4/16)	37.0(17/46)	32.4(3/12)	25.7(19/74)
15	10.0(1/10)	32.7(16/49)	23.1(3/13)	27.8(20/72)
16	11.1(1/9)	38.8(19/49)	18.8(3/16)	31.1(23/74)

（注）超過地点数は、昼間・夜間のいずれかの時間帯で要請限度を超えている地点数。

（2）道路交通振動の状況

自動車の交通に起因する振動は、自動車の重量や道路面の状態等の影響を受け、特に大型車の走行量の多い幹線道路においては、路面舗装の損傷により走行時に大きな振動が発生し、日常生活に影響を及ぼしています。

道路交通振動については、「振動規制法」に基づく指定地域を中心に市町村が実態調査を実施しています（資料編6（5）を参照）。

16年度には109地点（指定地域内）について実施しましたが、「振動規制法に基づく要請限度」を超過している測定地点はありませんでした。

第2節 自動車交通公害防止対策

1. 総合的な自動車交通公害対策の推進

13年6月に「自動車NOx・PM法」が公布され、14年4月に閣議決定された総量削減基本方針に基づき、県では、15年7月に「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定しました。本計画では、対策地域内における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を22年度までに概ね達成することを目標とし、自動車排出窒素酸化物を17,980t / 年から7,293t / 年へ、自動車排出粒子状物質を2,206t / 年から277t / 年へそれぞれ削減することとしています（計画の概要は図2-8-6のとおり）。

図2-8-6 千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要

目標

対策地域において、平成22年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のおおむね達成

平成22年度における
自動車排出総量
・窒素酸化物 7,293t
・粒子状物質 277t

窒素酸化物量を約60%削減
↑
粒子状物質量を約87%削減

平成9年度における
自動車排出総量
・窒素酸化物 17,980t
・粒子状物質 2,206t

○計画達成の方針

施策の種類	施策の内容
自動車単体対策の強化等	ディーゼル新長期目標の早期達成等、車両の点検・整備の確実な実施、自動車排出ガス低減技術の研究開発の推進等
車種規制の実施等	「自動車NOx・PM法」に基づく車種規制の適正かつ確実な実施、排出基準適合車への早期転換の促進等
条例に基づく施策の推進	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」及び「千葉県環境保全条例」に基づく自動車排出ガスに関する規制・措置の推進等
低公害車の普及促進	低公害車の普及支援、国及び地方公共団体等における率先導入、低公害車の技術開発の推進等
交通需要の調整・低減	効率的な物流システムの構築による輸送効率の向上、海運・鉄道の積極的活用（モーダルシフト）の推進、物流拠点の計画的な整備、公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車の利用促進、都市内交通を適切に調整する施策の推進等
交通流対策の推進	交通の分散や道路機能の分化、交通渋滞の緩和、総合的な駐停車対策の推進、高度道路情報システム（ITS）の活用、路上工事の縮減・平準化等
局地汚染対策の推進	汚染メカニズムの調査解析等
普及啓発活動の推進	低公害車の普及啓発、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の高濃度期における対策推進に向けた普及啓発活動等

※県内対策地域（16市）

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、習志野市、柏市、市原市、浦安市、四街道市、白井市

さらに、県では「自動車NOx・PM法」が適用されない区域においてもディーゼル自動車から排出される粒子状物質の早期低減を図るため、全県を規制対象とした「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」を14年3月26日に公布するとともに、自動車全般にわたる施策・措置を充実・強化するため、「千葉県環境保全条例」の一部改正を行いました。

この改正された「千葉県環境保全条例」に基づき県では、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するための施策を総合的かつ体系的に推進するための長期的な計画として「千葉県自動車交通公害防止計画」を15年4月に策定しました。

自動車から排出される粒子状物質、二酸化窒素や地球温暖化の原因となる二酸化炭素、主要幹線道路における道路交通騒音等、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るためには、低公害かつ低燃費な自動車や騒音の発生が少ない自動車の大量普及への取組が必要であり、このような取組を推進するためには、県民、事業者、行政等の各主体の相互の連携が不可欠です。このことから千葉県自動車交通公害防止計画では、「地域大気環境の早期改善」、「地球環境問題への貢献」、「各主体の連携」の3つの視点に立ち、「ディーゼル自動車の排出ガス対策」、「低公害車の普及拡大」、「幹線道路の騒音対策」、「温室効果ガスの抑制対策」の4項目を重点施策に掲げています(図2-8-7)。

これら総合的な自動車交通公害対策の推進にあたっては、従来から実施されてきた国による自動車単体規制や低公害車の普及促進等各種自動車交通公害対策等をより一層推進することとしています。

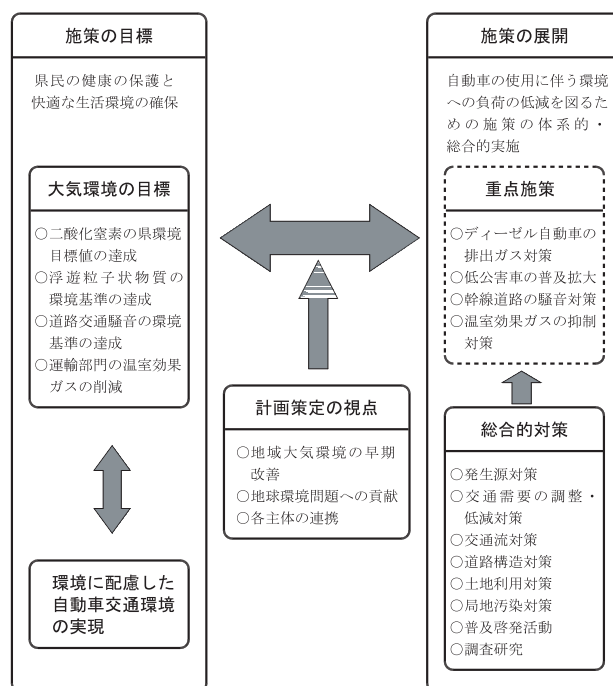
2. 自動車単体規制の強化

(1) 自動車排出ガスに係る規制

自動車排出ガスの規制は、国において「大気汚染防止法」及び「道路運送車両法」によりCO、HC、NOx、PM及びディーゼル黒煙について実施されており、逐次強化が図られています。

自動車排出ガスの規制の対象となっている物質

図2-8-7 千葉県自動車交通公害防止計画の基本的方向性



のうち、NOxについては、ガソリン・LPG乗用車は12年規制により未規制時に比べ97%削減され、ディーゼル乗用車においても9年、10年規制により84%削減されました。

一方、ディーゼルトラック・バスのうちNOx等の排出量の多い直接噴射式の重量車については9年～11年規制により74%削減されました(図2-8-8)。

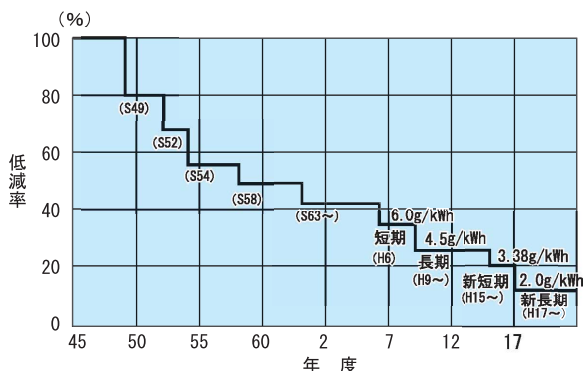
ディーゼル車のPMについては、5年、6年に「短期規制」値として初めて排出ガスの基準が定められ、9年から11年に「長期規制」値に規制が強化されました。

また、ガソリン・LPG車の「新短期規制」が12年から14年に、ディーゼル車の「新短期規制」が14年から16年に実施されています。

さらに、14年4月の中央環境審議会第5次答申に基づく「新長期規制」が17年10月から実施され、ディーゼル重量車では、新短期規制に比べNOxで41%、PMで85%削減されるなどNOx・PMの排出量がさらに低減されることとなります(図2-8-9)。(資料編3(11)を参照)

図2-8-8 NO_x排出ガス規制の強化

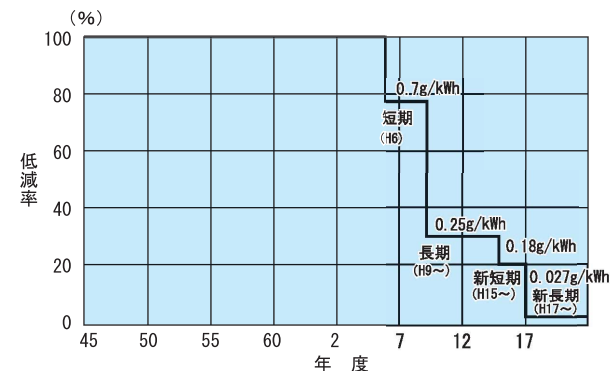
【ディーゼル重量貨物車：車両総重量2.5トン超】



※新長期規制から、車両総重量区分が変更され2.5t超3.5t以下は、0.25g/kmとなる。

図2-8-9 PM排出ガス規制の強化

【ディーゼル重量貨物車：車両総重量2.5トン超】



※新長期規制から、車両総重量区分が変更され2.5t超3.5t以下は、0.015g/kmとなる。

(2) 自動車騒音に係る規制

自動車単体からの騒音については、「騒音規制法」第16条第1項の規定により許容限度を定めることとされており、「道路運送車両法」に基づく保安基準により確保されることとなっています。

最近では、7年2月の中央環境審議会答申において示された許容限度設定目標値に沿って、10年から13年に逐次騒音規制が強化されました。国においては、引き続き自動車メーカー等における研究開発の促進を図り、さらなる自動車騒音の低減の可能性を検討していくこととしています。

3. 車両規制の実施

大都市におけるNO_x対策として、4年に「自動車NO_x法」が制定され、法が適用される東京、大阪を中心とした特定地域内に特別の排出基準を定める「車種規制」が適用され、5年12月からはこれら排出基準を満たさない車両の特定地域内に登録することができなくなっています。

また、近年、ディーゼル車から排出される粒子状物質について発がん性のおそれがあり、人の健康への悪影響が懸念されることから、13年6月に車種規制に新たに粒子状物質を規制項目に加えた法改正が行われ、「自動車NO_x・PM法」が制定され、14年10月から新たな車種規制が実施されています。

4. 低公害車等の普及促進

(1) 低公害車の普及促進

「千葉県自動車交通公害防止計画」及び「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」では、天然ガス自動車等の4種類の*低公害車の普及を主要な施策としており、具体的施策として県が天然ガス自動車等を率先導入するとともに、市町村等や民間事業者における天然ガス自動車等の導入を支援してきました。

また、13年5月に策定した「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」に基づき低公害車の大量普及に向けた誘導施策として、よりクリーンな自動車の買い替えのための融資制度、身近な宅配便・ごみ収集車等の天然ガス自動車への転換や天然ガスを供給するエコ・ステーションの整備への補助制度を13年度に創設し一層の普及促進を図っています。

さらに、県では、14年3月に「千葉県環境保全条例」の一部を改正し、一定規模以上の事業者到低公害車の導入を義務づけるとともに、自動車販売業者に対する低公害車等の自動車環境情報の説明を義務づけました。

現在、低公害車には、国の低排出ガス認定車及び八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）で共同して指定した低公害車があり、八都県市指定低公害車は17年11月現在703型式となっています。

また、16年度末における国の低排出ガス認定車を含む県内の低公害車の普及台数は約47万台で、自動車保有台数（小型二輪を除く。）の約14%を占める状況であり、低公害車は大量普及段階に移行しつつありますが、今後も低公害車の普及施策の積極的な展開が必要です。（表2-8-3）

表2-8-3 低公害車普及状況

区 分		千 葉 県	全 国
自 動 車 保 有 台 数		約339万台	約7,828万台
低公害車	低燃費かつ低排出ガス認定車	約47万台	約962万台
	*電 気 自 動 車	11台	612台
	*メタノール自動車	6台	33台
	*天然ガス自動車	935台	17,391台
	*ハイブリッド自動車(注)	9,394台	196,596台

(注) ハイブリッド自動車には、低燃費かつ低排出ガス認定車以外を含む。

なお、13年4月から「千葉県環境マネジメントシステム」において、公用車の低公害化を積極的に進めるため、原則として八都県市指定低公害車を導入してきたところであり、条例の円滑な施行を図りつつ、低公害車の積極的な導入及び使用の拡大を図ることとしています。

(2) 最新規制適合車への代替・粒子状物質減少装置装着の促進

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質対策が急務であることから、14年度から、公用車への粒子状物質減少装置の率先装着を行うとともに、最新規制適合車への買い替えや粒子状物質減少装置を装着する民間事業者への融資あっせんや、装置への助成制度を実施しています。

(3) 低硫黄軽油の供給の促進

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の低減対策として装着するDPFや酸化触媒の機能維持のために不可欠な低硫黄軽油（S分50ppm以下）の供給を県内メーカー等に働きかけ、国の規制より1年9か月早い15年4月から全国で供給されています。さらに17年からは超低硫黄軽油（S分10ppm以下）が供給されています。

(4) 自動車税のグリーン化税制の導入

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その性能に応じ自動車税の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置が14年度から実施されています。

5. 交通量抑制対策

(1) 物流対策の推進

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質対策の中で、物流対策の推進は重要な課題となっています。物流対策を推進するためには、自動車からの窒素酸化物等の排出量がより少なくなるような、環境に配慮した輸送体系への転換を図っていくことが不可欠です。

県では、特に貨物自動車による輸送から鉄道・船舶の積極的な活用への転換を図る***モーダルシフト**の推進や、都市地域内の貨物輸送を共同で実施することで効率的な輸送を実現する共同輸配送の推進を進めています。

モーダルシフトの推進については、8年度に将来に向けた環境負荷の少ない流通システムについての提言として「千葉県モーダルシフト推進構想」を作成しています。また、この推進構想を実現化するため、事業者向けに、先行事例や導入方法及び手順等を紹介し理解を得るため「千葉県モーダルシフト推進マニュアル」を作成し、これを用いて普及啓発活動に活用しています。

共同輸配送については、8年度に県内において共同輸配送を実施するための手法等について紹介した「共同輸配送マニュアル」を作成しています。

また、国においては21世紀の経済社会にふさわしい新たな物流システムの形成に向けた施策を展開するため13年7月に「新総合物流施策大綱」を制定しており、この大綱の推進により物流の高度化を総合的に進めることとしています。これにより物流の合理化についてもさらに推進が図られることとなります。

(2) 人流対策

主要な駅周辺での駅前広場やアクセス道路、自転車駐輪場、***パークアンドライド**駐車場の整備や公共車両優先システム（PTRS）の導入を図るなど、公共交通機関の利用促進対策を進めています。

(3) 啓発活動

冬期は大気が安定しやすく、窒素酸化物が高濃度となりやすくなります。そのため冬期自動車排

出ガス対策を実施し、ポスター・リーフレット等を用いて県民、事業者自動車使用の抑制等を呼びかけました。

また、自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の原因の一つとして駐停車時等の不必要なアイドリング行為が挙げられますが、この行為を行わないことは、運転者一人ひとりが自主的にしかも比較的容易に実践できる大気環境の改善策であることから、8年度から「アイドリング・ストップ推進要領」を定め、各市町村及び事業者団体に協力を要請するとともにリーフレット等を用いて運動の普及を図ってきました。15年4月からはアイドリングストップを義務づけた「千葉県環境保全条例」が施行されたことから、条例の周知のなかで県民、事業者への徹底を図っているところです。

6. 自動車騒音及び道路交通振動の対策

自動車騒音については、発生源対策として自動車騒音単体規制が行われているほか、沿道における遮音壁の設置、環境施設帯の設置等、各種対策が推進されています。なお、自動車騒音の著しい幹線道路沿道にあつては、自動車騒音により生じる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るため、昭和55年に「幹線道路の沿道の整備に関する法律」が制定されており、沿道の良好な生活環境の確保に努めています。

また、自動車の走行による振動については、道路路面の改良・整備等の措置が執られています。

県では、騒音や振動が環境基準や要請限度を超える道路については、関係機関と連携を図り必要な対策を実施しているところですが、これらの自動車交通騒音についても、15年4月に策定した「千葉県自動車交通公害防止計画」の重点施策として位置付け、関係機関との連携を図り総合的な沿道対策を進めることとしています。

7. 局地対策

県では、道路沿道における窒素酸化物の局地汚染対策として有効と考えられる*光触媒を利用した浄化方法の技術について、14年度まで各種の試

験を実施してきましたが、今後さらに各種対策についての情報収集を図ることとしています。

8. 条例に基づくディーゼル自動車排出ガス対策

本県におけるディーゼル自動車排出ガス対策については、13年5月に「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」を策定し、ディーゼル自動車排出ガスに起因する粒子状物質の低減を図るため、天然ガス自動車等の低公害車の普及及び使用過程ディーゼル自動車に重点を置いた自動車排出ガス対策を推進してきました。

国では、13年6月「自動車NOx・PM法」を制定し、ディーゼル自動車に対する規制の強化が図られましたが、これは法対策地域内に登録した車両に対する規制であり、地域外から流入する車両は規制されていません。

一方、ディーゼル車等の自動車排出ガスによる大気汚染が著しい首都圏の1都3県では、ディーゼル車の排出ガス対策を効果的に促進するため、独自の粒子状物質排出基準を設定し、この排出基準を満たさない車両の都県域内における運行を規制する条例を制定しました（表2-8-4）。

表2-8-4 首都圏におけるディーゼル車対策条例

	制定年月日	条 例 名	規制適用日
東 京 都	12年 12月12日	都民の健康と安全を確保する条例（東京都環境確保条例）	15年 10月1日
埼 玉 県	13年 7月17日	埼玉生活環境保全条例	
千 葉 県	14年 3月26日	千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例	
神奈川県	14年 10月11日	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	

本県においても、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の低減を図るための運行規制と燃料規制を柱とした「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」（ディーゼル条例）を制定するとともに、自動車の使用事業者の指導、低公害車の導入義務づけ等の施策と措置の充実・強化を図るため「千葉県環境保全条例」を14年3月26日に改正しました。また、ディーゼル条例の燃料規制及び改正後の千葉県環境保全条例の規定を15年4月1日から、

ディーゼル条例の運行規制の規定は、1都3県で15年10月1日から一斉に施行したところです（条例の体系は図2-8-10、ディーゼル条例と自動車NO_x・PM法の比較は表2-8-5のとおり）。

これらの条例が円滑に施行されるよう、八都県市共同で粒子状物質減少装置の指定、低公害車の指定などを行うとともに、県としても規制・措置に対応する事業者への助成制度の充実を図ってきたところです。

また、条例の遵守状況を確認するため、運行規制については、事業所への立入検査、路上検査等を実施し、17年3月までに、39,158台を検査しました。その結果、条例に適合している割合は、97.4%であり、不適合車については、改善指導を行いました。

さらに、より広汎に多くの車両を確認するために、対象となる自動車のナンバープレートをビデオで撮影し、条例の適合状況を判別するシステムを導入し、16年7月から運用を開始しています。

燃料規制については、税務部門と合同で路上検査を実施し、17年3月までに、1,604台の車両の抜取検査を実施しました。その結果、31台の車両に重油等の使用の疑いがあったことから、その車両に関連する事業所に立入検査等を実施し、改善指導を行いました。

図2-8-10 自動車排出ガス対策条例の体系図

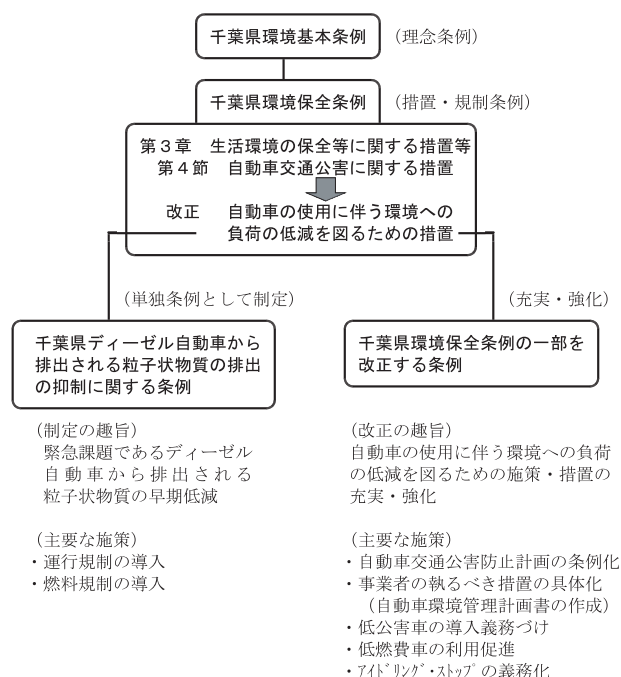


表2-8-5 ディーゼル条例と自動車NOx・PM法の比較

		ディーゼル条例			自動車NO _x ・PM法		
規制対象物質		粒子状物質（PM）			窒素酸化物（NO _x ）、粒子状物質（PM）		
規 制 地 域		県全域（自動車NO _x ・PM法の16市を含む。）			16市（法対策地域） （千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市（旧関宿町を含む）、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、習志野市、柏市、市原市、浦安市、四街道市、白井市）		
規 制 内 容		粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル自動車の県内での運行を禁止する。			車種規制の基準に適合しない車両の対策地域内での継続登録ができない（車検証が交付されない）。		
	施 行 日	平成15年10月 1 日			平成14年10月 1 日（使用過程車は平成15年 9 月末以降の車検満了日以降に適用）		
規 制 基 準			PM	NO _x	車両総重量	PM	NO _x
	車両総重量に関わらず	長期規制値	—	3.5 t 以下	新長期規制値	S63 ～ H7 ガ ソ リ ン 車 並	
				3.5 t 超	長期規制値	長期規制値	
対 象 車 種	軽油を燃料とするディーゼル車に限る				燃料の種類を問わない		
	(1) 小型貨物自動車 (2) 普通貨物自動車 (3) マイクロバス (4) 大型バス (5) 特種自動車（貨物、バスベースに限る） (ディーゼル乗用車は規制対象外)				(1) 小型貨物自動車 (2) 普通貨物自動車 (3) マイクロバス (4) 大型バス (5) 特種自動車 (6) 乗用車（ディーゼル乗用車に限る。）		
猶 予 期 間	全対象車種とも原則として初度登録から 7 年間（特例） 1 自動車NO _x ・PM法の対策地域外のみを運行すると認められる車両は初度登録から12年間 （1） 他法令の許可、市町村の委託等により運行範囲が法対策地域外と認められる路線バス等（届出不要） （2） 上記のほか届出により認める車両 2 特種自動車のうち警察自動車、消防自動車 特種な構造・用途のためのものは初度登録から15年間又は20年間				車種ごとに初度登録から 8 年～12年間 (1) 小型貨物車 8 年 (2) 普通貨物車 9 年 (3) マイクロバス 10年 (4) 大型バス 12年 (5) 特種用途自動車 10年（特例あり） (6) ディーゼル乗用車 9 年 (特例) 特種自動車のうち警察自動車、消防自動車 特種な構造・用途のためのもの15年間又は20年間		
規 制 対 応	知事が指定する粒子状物質減少装置を装着した場合は、規制基準に適合したものとみなす。				(基準に適合させる後付装置は数種類が開発されているのみである。)		
罰 則 等	(1) 基準に適合しない自動車の使用者又は運転者に運行禁止命令 (2) 運行禁止命令の違反者に対して50万円以下の罰金 (3) 使用人又は従業員が違反した場合に、法人又は人に同様の罰金				車検証の不交付		